

2-2 移動発生源

(1) 車両保有台数

本県における車両保有台数は、図2-6に示すとおり年々増加していたが、近年は横ばいとなっており、平成28年度末には約361万台となっている。また、自動車によるガソリン消費量、軽油消費量の推移を図2-7に示した。ガソリン消費量は乗用車の割合が大きく、緩やかに減少しており、平成28年度は25年度に比較して約4%減少している。軽油消費量は普通貨物の割合が大きく、近年増加しており、平成28年度は25年度に比較し約13%増加している。

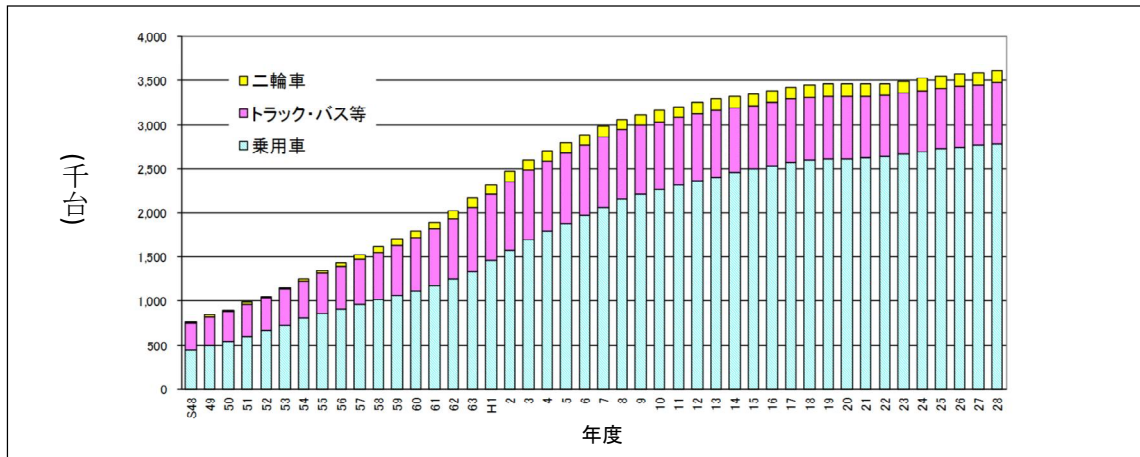


図2-6 県内の自動車保有台数の推移

出典：「自動車保有車両数」(財)自動車検査登録情報協会

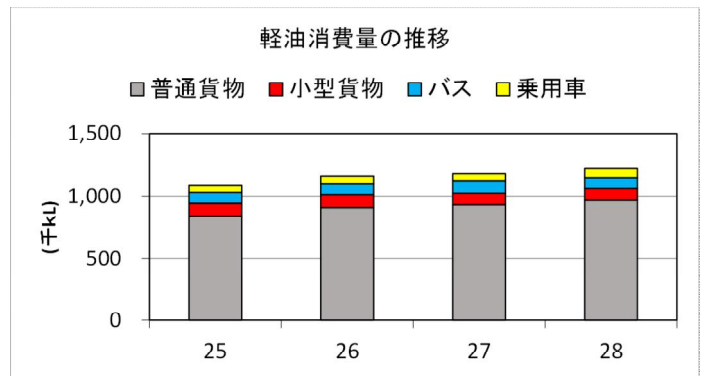
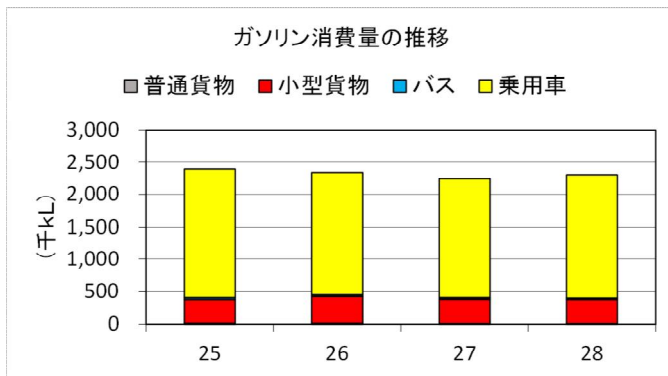


図2-7 県内の自動車によるガソリン消費量、軽油消費量の推移

出典：「自動車燃料消費量調査」(国土交通省)

(2) 自動車排出ガス対策の推進

ア 計画の策定

県、市町村、関係機関・団体や県民が、自動車環境問題についての基本認識を共有し、協働して対策を進めるための方向性を示す「千葉県自動車環境対策に係る基本方針」(平成24年3月策定)、及び「自動車NO_x・PM法」に基づく対策地域について、平成32年度までに二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保することを目標とする「第2期NO_x・PM総量削減計画」(平成25年3月策定)に基づき、県では、関係機関と連携した自動車環境対策を推進している。「第2期NO_x・PM総量削減計画」については、中間年度(平成27年度)の達成状況の確認・評価について、また、平成32年度の最終目標の見通しについて、平成29年3月に中間評価を取りまとめ、公表した。

イ 自動車単体規制の強化

自動車排出ガスの規制は、国において「大気汚染防止法」及び「道路運送車両法」により一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物(NO_x)、粒子状物質(PM)及びディーゼル黒煙について実施されており、逐次強化が図られてきた。

自動車排出ガスの規制の対象となっている物質のうち、NO_xについては、ガソリン・LPG乗用車は「新長期規制」(17年規制)以降、昭和48年規制時に比べ98%低減された。(図2-8)

ディーゼルトラック・バスのうちNO_x等の排出量の多い直接噴射式の重量車(3.5トン超)については、昭和49年規制時に比べ、平成28年10月から実施された「ポストポスト新長期規制」では、97%低減された(28年規制は7.5t超のみ)。(図2-9)

ディーゼルのPMについては、平成5年から6年にかけて初めて排出ガスの基準が定められた短期規制に比べ、「ポストポスト新長期規制」のディーゼル重量車では、99%低減された。(図2-10)

また、平成28年度から、排出ガスの試験モードを世界統一試験サイクルであるWHTCに変更するなど順次規制の内容が見直されている。

ウ 条例によるディーゼル自動車排出ガス対策

国は、ディーゼル自動車に起因する大気汚染対策を推進するため、平成13年6月に「自動車NO_x法」を改正し、粒子状物質(PM)を規制項目に加え、併せて規制基準強化を行ったが、法対策地域外から流入する車両に対する規制は行わなかった。

そのため、首都圏の1都3県では、ディーゼル車排出ガス対策を効果的に促進するため、条例に基づく粒子状物質の排出基準を設定し、この排出基準を満たさない車両の都区域における運行を規制する条例を制定することとし、本県においても平成14年3月に運行規制と燃料規制を柱とする「ディーゼル条例」を制定した。

(ア) 運行規制に係る立入検査・調査

条例の遵守状況を確認するため、運行規制については、事業所への立入検査、路上検査等を実施している。平成28年度は1,483台を検査し、不適合の車779台については、改善指導を行った。

さらに、より広汎に多くの車両を確認するために、対象となる自動車のナンバープレートをビデオで撮影し、条例の適合状況を判別するシステムを導入し、平成16年7月から運用を開始した。平成28度は27,550台を調査し、167台については、必要な指導を行った。

(イ) 燃料規制に係る検査

排出ガス中の粒子状物質を低減させるため、国が実施する燃料中の硫黄分の規制に加えて、県では、重油混和燃料の使用・販売を規制しており、税務部門と合同で路上検査等を実施している。平成28年度は408台の車両から燃料の抜取検査を実施し、不正軽油等を使用していた1台に対し指導を行った。

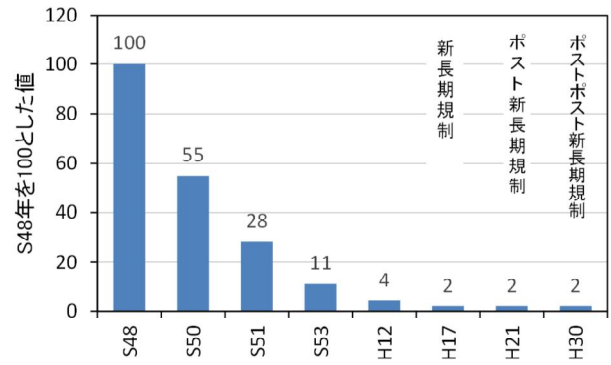


図2-8 ガソリン・LPG乗用車規制強化の推移(NO_x)
H30は試験方法が異なるため参考値

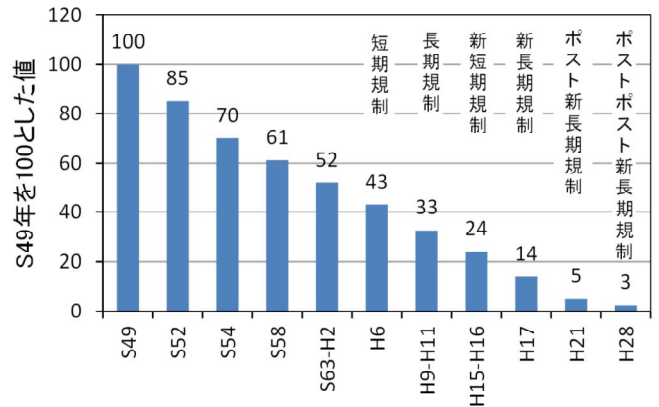


図2-9 ディーゼル重量車(3.5トン超)規制強化の推移(NO_x)
H28は試験方法が異なるため参考値

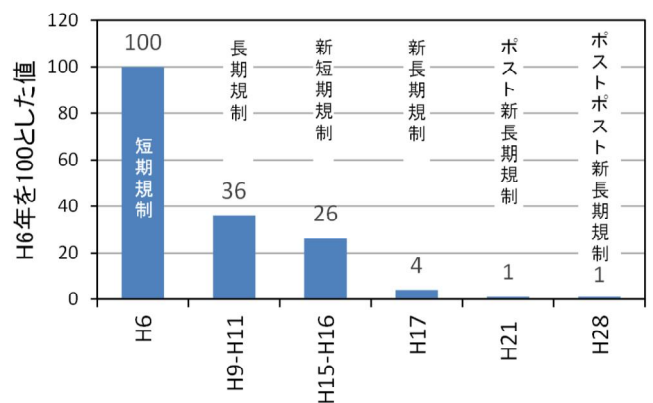


図2-10 ディーゼル重量車(3.5トン超)規制強化の推移(PM)
H28は試験方法が異なるため参考値